

実質株主開示制度の実効性確保について

児玉 康平

- 株式会社日立製作所 前Chief Legal Officer
- 金融審議会「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」委員

略歴

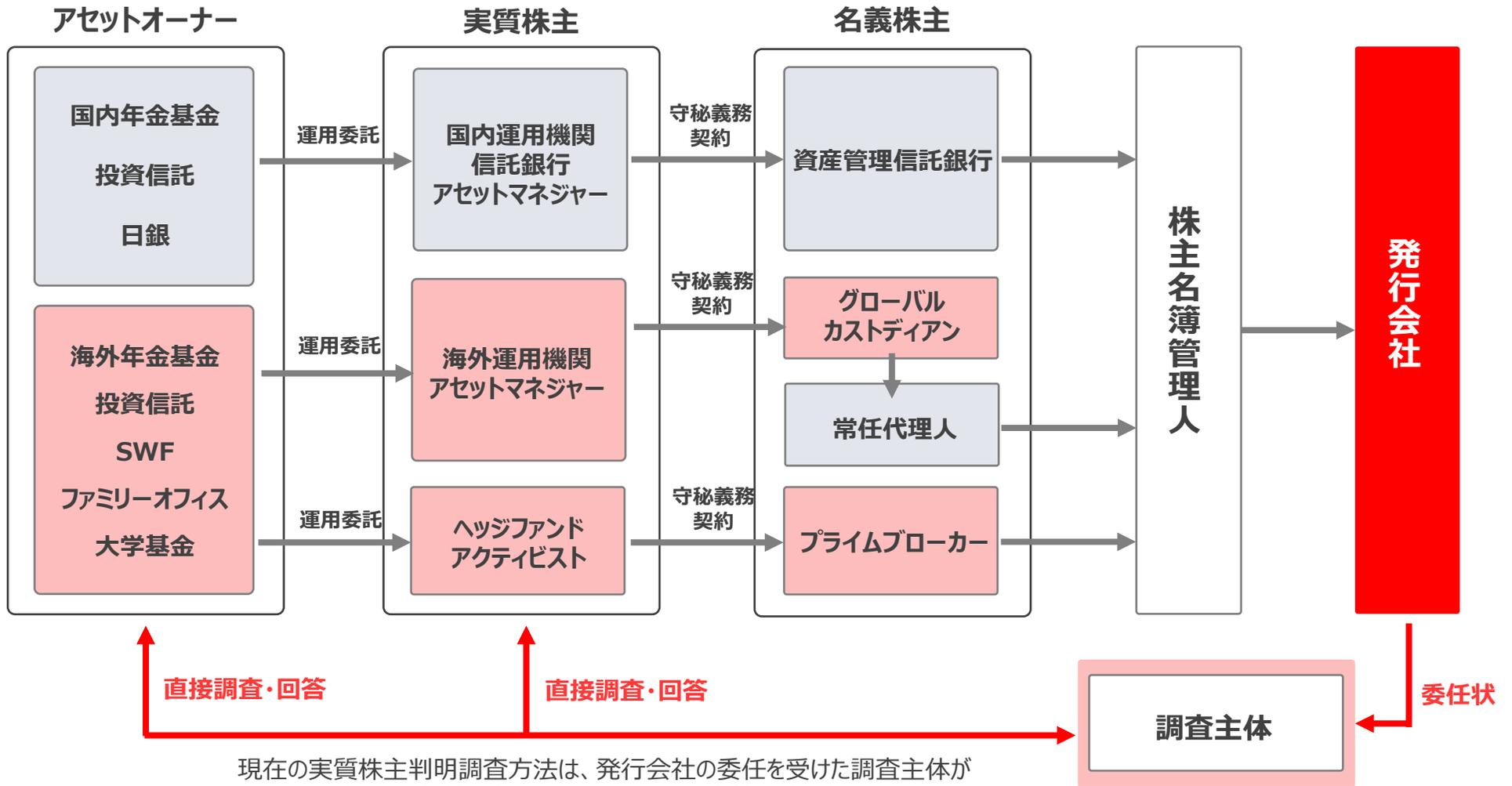
- 1987年 4月 日立製作所入社
- 1997年 2月 日立アメリカ社 社内弁護士
- 2011年 2月 日立製作所 法務本部 部長
- 2014年10月 同社 情報推進グループ 社会イノベーション事業開発室担当部長
- 2018年 4月 同社 執行役常務
- 2024年 3月 同社 執行役常務退任
- 2024年 4月 同社 エグゼクティブアドバイザー（現任）
- 2024年 9月 アイ・アールジャパン 特別顧問（シニアアドバイザー）（現任）

1 調査対象者には、発行会社から請求を受けた株主も含めなければ実効性は確保できない

- 一気通貫で名義株主から実質株主を把握できるシステムが構築されることが望ましい
- しかし、実効性あるシステムを構築できるかどうか、構築できたとしてその実効性を維持できるかどうかは不透明である。そのため、発行会社が（対話を望む）実質株主に対して直接調査できる選択肢を付与しなければ実効性は確保されない

現在の実質株主判明調査の調査手法

株主名簿上の名義と運用機関の相関図



現在の実質株主判明調査方法は、発行会社の委任を受けた調査主体が個別に実質株主やアセットオーナーへ直接調査を行う

2

回答しない者への制裁の在り方については、過料では実効性が確保できず、議決権の停止が必要

- 過料のような金銭的ペナルティでは実効性が確保できず、議決権の停止が必要
- 議決権停止の判断にあたっては、株主総会までのスピーディーな判断ができることが必要